

入札公告

吉野三町村クリーンセンター可燃棟解体工事の請負について、次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び吉野広域行政組合契約規則（平成22年規則第1号）第2条の規定により公告します。

吉行組 公告第 1 号
令和 5 年 8 月 1 日

吉野広域行政組合
管理者 中井



第1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名	吉野三町村クリーンセンター可燃棟解体工事
(2) 工事場所	吉野郡吉野町大字立野地内
(3) 工事概要	準備・仮設工事 安全対策工事 (ダイオキシン類対策・アスベスト安全対策) 設備機械解体工事 施設解体工事 土工事（埋戻し・杭引き抜き・整地） 廃棄物運搬処分費 有価物売却費
(4) 工事期間	一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式
(5) 予定価格	本契約締結日の翌日から令和7年3月10日 ¥386,815,000円（消費税及び地方消費税を含む）

第2 競争入札に参加する者の必要な資格に関する事項

令和5年度において、国または地方公共団体の建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に該当する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）で、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者がこの入札に参加できます。

- (1) 建設業法に定める「土木工事業」及び「解体工事業」の特定建設業の許可を受けている建設工事業者2者または3者で構成される共同企業体であって、次に掲げる条件をすべて満たしている共同企業体。ただし、各構成員は2以上の共同企業体の構成員になることはできません。
- ア. 共同企業体構成員の組み合わせは、2者の場合は代表構成員1及びその他構成員1とし、3者の場合は、代表構成員1及びその他構成員2とします。
- イ. 共同企業体構成員の出資比率は、2者の場合は30%以上とし、3者の場合は20%以上であること。ただし、代表構成員の出資率は構成員中、最大または最大と同比率であること。
- ウ. 共同企業体構成員すべては、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ. 共同企業体構成員すべては、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づ

き、再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続又民事再生手続開始の決定後、入札参加の再認定を受けている者を除く。）でないこと。

オ. 共同企業体構成員すべては、競争入札参加資格審査確認時点及びそれより以後入札執行日までの間において、国または地方公共団体から競争入札参加資格の指名停止措置を受けていないこと。

カ. 共同企業体構成員すべては、次に掲げる設計業者と、資本または人事面において関連がある者でないこと。

名 称 株式会社 日産技術コンサルタント

所在地 大阪市中央区大手前1丁目2番15号

キ. 代表構成員の、地域要件はなし。

ク. 代表構成員は、建設業法に規定する主たる営業所（建設業を営む営業所を統括して、指揮監督する権限を有する1か所の営業所をいう。本店・本社）の許可を得ている者。

ケ. 代表構成員は、建設業法の規定による経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（審査基準日が有効期限内で、直近のもので契約締結日まで有効であること。）における土木一式工事の総合評定値（P）が900点以上の者であること。

コ. 代表構成員は、過去に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。以下同じ。）又は地方公共団体（一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合を含む。以下同じ。）が発注する廃棄物焼却処理施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成26年厚生労働省基発第0110号の1）に基づき実施された一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するごみ処理施設。ただし、焼却施設を含むものに限る。以下同じ。）の解体撤去工事の元請としての完成実績があること。なお、共同企業体の構成員での施工実績は、代表構成員のときのものに限る。

サ. 代表構成員は、次の条件をすべて満たす監理技術者をこの工事を行う期間中専任で配置できる者であること。

a 一級土木施工管理技士または一級建築施工管理技士の資格を有する者。

b 監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証の交付を受けている者、または、これに準ずる者。

c 配置技術者は、当該工事の競争入札参加確認申請日以前3か月以上の雇用関係のある者。

シ. その他構成員は、吉野町・川上村・東吉野村のいずれかに建設業法に規定する本店を有する者で、構成町村内の建設工事等入札参加資格者名簿に土木一式工事及び解体工事を希望業種として登録があること。

ス. その他構成員は、令和5年度の奈良県の土木工事一式格付け「A等級（A1を含む）またはB等級」の資格を有する者であること。

セ. その他構成員は、次の条件をすべて満たす主任技術者をこの工事を行う期間中専任で配置できる者であること。

a 2級土木施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有する者。

b 配置技術者は、当該工事の競争入札参加確認申請日以前3か月以上の雇用関係のある者。

第3 競争入札参加に必要な書類及び確認の手続き

この工事の入札に参加しようとする者は、管理者が定める競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「書類」という。）を管理者に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けること。

(1) 申請書及び入札参加に必要な書類の配布期間及び配布場所

配布期間 令和5年8月1日（火）から令和5年8月18日（金）
土曜日・日曜日・祝日を除く、毎日午前9時から午後4時まで

配布場所 吉野三町村クリーンセンター
奈良県吉野郡吉野町大字立野767-2
電話 0746-32-1275

その他 申請書等の様式は、上記の期間及び場所で配布するほか、吉野広域行政組合のホームページでダウンロードすることもできます。

(2) 申請書及び入札参加に必要な書類の受付期間及び受付場所

受付期間 令和5年8月8日（火）から令和5年8月23日（水）（必着）
土曜日・日曜日・祝日を除く、毎日午前9時から午後4時まで

受付場所 吉野三町村クリーンセンター
奈良県吉野郡吉野町大字立野767-2
電話 0746-32-1275

その他 提出は、持参または、「書留郵便」による郵送によること。
提出部数 各1部とします。

(3) 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

競争入札参加資格の確認は、受付期間終了後に行い、結果については、令和5年8月29日（火）に一般競争入札参加資格確認通知書を送付（代表者宛て）します。なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかった者は、その理由について説明を求めることができます。

この場合は、令和5年9月1日（金）午後3時00分までにその旨を記した書面（様式自由）を吉野三町村クリーンセンターまで郵送または持参してください。（必着）

書面の提出があった場合は、令和5年9月8日（金）午後1時00分から午後4時00分まで吉野三町村クリーンセンターにおいて回答します。

(4) その他

提出していただいた書類等は返却しません。また、提出期限の日以降における当該書類の差し替え及び再提出は認めません。なお、作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。

第4 設計図書等の配布

この工事の入札参加資格の確認を受けた者に対し、設計図書等を配布します。

なお、設計図書等配布資料の配布日時、方法については一般競争入札参加資格確認通知書で確認すること。

第5 入札執行の場所及び日時

(1) 日 時 令和5年10月3日（火） 午前10時00分

(2) 場 所 吉野郡吉野町大字立野767-2 吉野三町村クリーンセンター 会議室

(3) その他の 競争入札の執行に当たっては、一般競争入札参加資格確認通知書を持参すること。

第6 入札の方法

(1) 入札書は持参とし、郵便及び電送による入札は、受け付けません。

- (2) 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札と同時に提出すること。
- (3) 入札者は、その提出した入札書を引き替え、変更し、または取り消すことは認めません。
- (4) 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札執行回数は、1回とします。
- (6) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、吉野広域行政組合契約規則（平成22年吉野広域行政組合規則第1号）、その他関係法令等を遵守すること。

第7 落札者の決定

予定価格以下の価格で最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者と決定します。

第8 入札の無効

この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札及び前記第3（1）で配布する入札者心得、入札条件に違反した入札は無効とします。

第9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 吉野広域行政組合契約規則（平成22年吉野広域行政組合規則第1号）による。

第10 契約書の作成

落札者及び吉野広域行政組合管理者は、落札決定後に工事請負(仮)契約書を作成します。

第11 本契約の成立

上記の工事請負(仮)契約書は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和52年吉野広域行政組合条例第24号）第2条の規定により組合議会の議決を得たときに、本契約が成立したものとします。

落札決定後、吉野広域行政組合議会の議決までの間に落札者が、入札参加の資格制限または指名停止を受けた場合は仮契約をせず、仮契約を締結しているときは解除します。

第12 その他

詳細は、前記第3（1）で配布する入札説明書による。

第13 問い合わせ先

名 称 吉野広域行政組合 吉野三町村クリーンセンター
所 在 地 奈良県吉野郡吉野町大字立野767-2
TEL 0746-32-1275 FAX 0746-32-8097